

石川県公報

令和2年2月21日

第13283号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告 (総務課)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○入札公告 (少子化対策監室)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	1	○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 (同)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	2	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	5
		公安委員会	
		○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	6
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ゆあさクリニック	野々市市御経塚2丁目272番地	平成27年7月1日

石川県告示第52号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ゆあさクリニック	野々市市御経塚2丁目272番地	平成27年7月1日

石川県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ゆあさクリニック	野々市市御経塚2丁目272	令和2年2月10日

石川県告示第54号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ゆあさクリニック	野々市市御経塚2丁目272	令和2年2月10日

石川県告示第55号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

美川第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

白山市美川永代町甲208番地 浜辺 佳世

白山市美川和波町カ284番地1 福岡 隆三

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧美川漁業協同組合の地区(白山市徳光町及び八田町並びに能美市のうち合併前の根上町を除く区域に限る。)

(3) 区分

小型定置漁業又は主としてごち網漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年1月15日

公 告

会計監査人の選定に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

(2) 業務の内容

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第35条第1項の規定による石川県公立大学法人の監査及びこれに付随する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和3事業年度及び令和4事業年度についても、再任する方針である。

2 応募資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案募集要項の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 交付方法

ア 書面による交付方法

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付方法

石川県総務部総務課ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>)に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課
電話番号 076-225-1233

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和2年3月12日(木)午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

- (1) 審査は、提出された企画提案書により行い、企画提案者からのプレゼンテーションは、行わない。
- (2) 企画提案書の採否について、応募者に文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。
- (3) 知事が石川県公立大学法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、同法人が当該会計監査人と監査契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

- (3) 詳細は、企画提案募集要項による。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務委託

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 履行場所

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内

(4) 業務内容

「石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和2年3月5日（木）午前9時から同月13日（金）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年3月18日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号 076-242-5185 F A X 番号 076-242-5186

(2) 交付期間

令和2年3月5日（木）午前9時から同月13日（金）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

令和2年3月26日（木）午前10時

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階中演習室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟読の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月25日から同年3月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
二ツ梨地区	県営震災対策 農業施設整備事業	県営緊急耐震工 事計画書の写し	小松市産業未来部 農林水産課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字能瀬ニ34番3の一部	幅員 6.00m 延長 20.89m	河北郡津幡町字能瀬ニ15番地1 池田 芳栄	令和2年2月10日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和2年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字横浜ほ36番3、36番5から36番17まで、49番2、50番2、51番1、51番5、51番6、農道及び水路の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字横浜ほ36番10、36番17、49番2、50番2、51番1、農道及び水路の無籍地の一部	金沢市高尾台一丁目84番地 エフピー・リアルエステート株式会社

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一金沢東警察署の部山の上町交番の項中「山の上町交番」を「森山交番」に、「同森山二丁目二番一〇号」を「同元町一丁目四番一七号」に改め、同表大聖寺警察署の部山代交番の項中「中代町」の下に「河南町、荒木町」を加え、同部山中交番の項中「同山中温泉湯の本町クニ二番地」を「同山中温泉富士見町オニ一番地」に改め、「山中温泉塚谷町三丁目」の下に「山中温泉塚谷田町、山中温泉泉町、山中温泉中田町、山中温泉三天町、山中温泉旭町、山中温泉宮の杜二丁目、山中温泉宮の杜三丁目、山中温泉上原町、山中温泉上原町一丁目」を加え、同部中田駐在所の項を削り、同表珠洲警察署の部経念駐在所の項を削り、同部若山駐在所の項中「若山町上黒丸」の下に「若山町出田、若山町六栗、若山町鈴内、若山町経念、若山町古蔵、若山町中田、若山町火宮」を加える。

附 則

この規則は、令和二年三月十日から施行する。ただし、別表第一大聖寺警察署の部及び同表珠洲警察署の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

石川県公安委員会告示第16号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月21日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表17の項及び18の項を次のように改める。

17	市道大樋町線6号	金沢市春日町11番14号先	春日町方向から小坂町方向への右折	車両	終日
18	国道359号	金沢市春日町11番11号先	小坂町方向から鳴和1丁目方向への右折	車両	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)羽咋警察署管内の表に次のように加える。

125	市道30号線	羽咋市千里浜町ニ3番地4先	千里浜町夕方向から中央町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から22:00まで
-----	--------	---------------	--------------------	--------------	---------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)輪島警察署管内の表6の項を次のように改める。

6	国道249号	輪島市惣領町5字62番地2先から輪島市深見町4字25番地先まで	終日	約6,400メートル
---	--------	---------------------------------	----	------------

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表97の項、183の項及び185の項を次のように改める。

97	町道清水丘陵線	河北郡津幡町字清水ヌ321番地先から 河北郡津幡町字清水ヨ101番地先まで	約1,000 メートル	40キロメー トル毎時	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
183	町道津幡ニュー タウン線	河北郡津幡町字清水ヨ101番地先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目11番地先 まで	約680 メートル	40キロメー トル毎時	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
185	町道津幡ニュー タウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目146番地 先から 河北郡津幡町字津幡ホ536番地4先ま で	約950 メートル	40キロメー トル毎時	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表44の項を次のように改める。

44	市道羽咋194号 線	羽咋市東川原町チ154番地1先から 羽咋市鶴多町五石高16番地4先まで	約760 メートル	40キロメー トル毎時	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
----	---------------	----------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表18（駐車禁止）金沢中警察署管内の表341の項を次のように改める。

341	削 除				
-----	-----	--	--	--	--

別表18（駐車禁止）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

75	市道羽咋194号 線	羽咋市東川原町チ154番地1先から 羽咋市鶴多町五石高16番地4先まで	約760 メートル	終日	車両
----	---------------	----------------------------------------	--------------	----	----

別表20（停止禁止部分の指定）金沢中警察署管内の表14の項及び23の項を次のように改める。

14	削 除				
23	削 除				

